〇特別養護老人ホーム三宝荘入退所判定委員会設置規程

平成２５年４月１日

告示第７号

改正　平成30年3月29日　告示第4号

令和元年8月26日　 告示第5号

（設置）

第１条　特別養護老人ホーム三宝荘（以下「三宝荘」という。）は、高知県特別養護老人ホーム入退所にかかる指針（平成２５年高知県社会福祉協議会指針。以下「入退所指針」という。）に基づき、三宝荘の入退所における透明性・公平性を確保するため三宝荘入退所判定委員会（以下「判定委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　判定委員会は、三宝荘が本人又は家族から入所申込書（様式１）、介護支援専門員等から入所申込意見書（様式２）の提出を受け、必要な調査確認を行い、入所申込判断基準（別紙－１）に基づき加点し、総合点５５点以上であって入所の必要性の高い者について整理した資料により、諸般の事情等を総合的に判断して入所の判定を行う。

２　判定委員会は、退所について判定をもとめられたとき、退所後の環境、退所に必要な援助等を充分検討して退所の判定を行う。

（組織）

第３条　判定委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、医務員、介護支援専門員等の三宝荘職員及び組合長の委嘱を受けた三宝荘職員以外の第三者委員で構成するものとする。

２　委員長は、施設長をもって充てる。

３　委員は６人とし、うち２人は第１項に規定する第三者委員とする。

４　委員の任期は１年とする。ただし、任期途中で交代があった委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

５　委員が、第１項に規定する職でなくなったとき又は特別な事由があるときは、前項の期間中であっても、委員の職を解くことができる。

（会議）

第４条　委員長は、会議を毎年３月、７月、１１月及び必要に応じ随時に招集する。

２　判定委員会は、４人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員長は、会議の議長となり会務を総理する。また委員長は、必要と認める関係者の会議への出席と説明を求めることができる。

４　会議の決定は、合議による。

５　委員長は、会議録を作成し、結果を組合長に報告しなければならない。

（その他）

第５条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２９日告示第４号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和元年８月２６日告示第５号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

別紙・様式（省略）